

令和 8 年第 1 回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 1 月 3 0 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38 名）

出席農業委員（19 名）

欠席農業委員（なし）

出席農地利用最適化推進委員（18 名）

欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 4 号 農地利用集積等促進計画の意見について
- 5 議案第 5 号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
- 6 議案第 6 号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 皆様、改めましてこんにちは。

年が改まりまして早くも1か月が経過したところであります。今年も委員の皆様と一緒に
なりまして農業委員会業務を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします
ます。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和8年第1回白河市農業委
員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が9件、農地法第4条関係が1件、農法地
法第5条関係が5件、農用地利用集積等促進計画関係が26件、農地中間管理機構特例事業関
係が3件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が5件、合わせて49件の議案をご審議いた
だきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でご
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審
議するものとする。

令和8年1月30日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその9朗読】

以上、その1からその9までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、1月25日に譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容の聞き取りも行いまして、申請内容に間違いはないということです。申請場所の水田は譲受人が継続して耕作をするということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないものと思われます。皆様の審議よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 意義がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議いたします。

農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、譲受人の親族である該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 1月25日に現地調査ということで、譲渡人と譲受人、それと、委員と私で現地調査いたしました。申請内容については間違いはないので、問題はないと思われます。皆様、ご審議よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、そのほかご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

会長 農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 24日、委員と譲渡人、譲受人は仕事で、譲受人の父と現地調査をしました。申請内

容に間違いないとのことです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4、その5は関連がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月24日、委員譲渡人2名、譲受人、立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、内容についても間違いないとのことでした。今回の申請による周辺農地への影響も特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月21日、委員と、譲渡人双方と、電話と立会いで確認しました。譲受人が立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りを行い、内容に間違いないということで、今回の申請について周辺の環境にも影響は無いということで、皆様のご審議をお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月25日、委員と共に、譲渡人、また、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容等に間違いないとのことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8、9は関連がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、1月26日に委員と譲渡人と譲受人代理人の行政書士と、申請のあった場所の現地調査を行いました。申請内容に間違いがないということなので、確認をし、譲受人には電話で、申請内容に間違いがないということを代理人に聞いていただきました。

あと、設定人、被設定人の代理人ということで行政書士に会いまして、現地調査をしました。この申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8、その9について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和8年1月30日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第4条その1について審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、8ページをご覧ください。

農地法第4条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 報告します。今回の申請について、去る 1 月 25 日に委員と現地調査を行いました。
また、申請人にも 1 月 25 日に現地でお会いし、申請内容について確認しました。申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響は特にないと思われます。皆様のご審議ほどよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 3 号

会長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による転用のための申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項及び同条第 5 項の規定により審議するものとする。

令和 8 年 1 月 30 日提出。会長大戸文治。

会長 農地法第 5 条その 1 について審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、14 ページをご覧ください。

農地法第 5 条その 1 について説明申し上げます。

【その 1 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第 3 種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 報告します。今回の申請について、去る 1 月 25 日に委員と現地調査を行いました。
譲渡人とは 1 月 25 日にお会いし、申請内容について確認しました。譲受人には 1 月 23 日に電話で申請内容について確認しました。二方とも申請内容について間違いのないことでした。
このたびの転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議ほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、19ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月25日に委員と譲渡人、譲受人が出席できないため、行政書士が立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、24ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月25日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査

を行いました。申請内容を聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請地は、事務所の目の前にある畑で、地目は畑ですが、雑草地でありました。周辺には農地もなく、何の影響もないと思います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、29ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月24日、委員と譲渡人立会いの下、また、譲受人の担当者は都合が悪いとのことで、電話で内容について確認しました。申請内容について間違いのないとのことで、今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、34ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 1月26日に、今回の申請について、委員と、譲渡人、並びに譲受人の代理人である行政書士立会いの下、申請地の現況調査を行いました。申請の内容に間違いがないということです。この申請による周辺農地への影響は問題がないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを審議いたします。

この件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第4号 農地利用集積等推進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画の意見を求められたので審議するものとする。

令和8年1月30日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 それでは、40ページをご覧ください。

議案第4号は、公益財団法人福島県農業振興公社が出し手から借り受けた農地を借受希望者へ貸し付ける際の促進計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公社が中間管理権を取得し、借入れ希望者が配分する農地の面積は、田25万9,104平米、権利の種類は賃借権21件、使用貸借権4件となっております。

また、公社が所有者不明農地として借り受けた農地で、新たな借受希望者に再転貸する農地は、48ページの番号26で、面積は田3,705平米、権利の種類は賃借権1件となっております。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農地利用集積等推進計画についてご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、議案のとおり決定いたします。

◎議案第 5 号

会 長 次に、議案第 5 号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第 5 号 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について。

農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることについて、福島県農地中間管理機構に要請することを審議するものとする。

令和 8 年 1 月 30 日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 それでは、50 ページをご覧ください。

議案第 5 号の説明の前に、1 つ訂正がございます。

番号 1 番の買入価格ですが、13 万 1,750 円となっているところ、計算式が誤っており、正しくは 525 万 4,750 円でした。大変失礼いたしました。

それでは、改めて説明に移ります。

議案第 5 号は、農用地利用集積計画の新計画の作成を公益財団法人福島県農業振興公社へ要請することをお諮りするものです。

今回、公社が所有者から買い入れ、買受希望者へ売り渡す農地の面積は、田 2 万 6,037 平米、合計 15 筆となっております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件に照らし合わせたところ、買受希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各委員から確認をいただいております。農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、異議なしとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

◎議案第 6 号

会 長 次に、議案第 6 号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第 6 号 白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第 1 項及び同法施行規則第 3 条の 2 の規定により意見を求められたので審議するものとする。

令和 8 年 1 月 30 日提出。会長大戸文治。

会 長 白河農業振興地域整備計画について、その 1 からその 5 について、事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、52 ページをご覧ください。

以上、白河農業振興地域整備計画の変更その 1 からその 5 について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

去る 1 月 20 日に運営委員会を開催し、現地調査と併せ審議を行ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、委員に報告を求めます。

委 員 白河農業振興地域整備計画の変更についてにつきましては、1 月 20 日に運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域の除外 3 件、編入 2 件について審議を行いました。

審議の結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することといたしましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

会 長 運営委員会を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、運営委員会の意見に準じ、意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。

次回の総会ではありますが、2月27日金曜日、午後2時より、サンフレッシュ白河で開催します。場所が変わりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 何か、そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 これをもちまして、閉会いたします。

(午後 3時 7分)
